(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二)　陸上移動局の送信装置

(1)　チャネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二・五MHz離れた周波数を中心とする（±）一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から（±）五MHz離れた周波数を中心とする（±）二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数を中心とする（±）五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(4)　チャネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から（±）二〇MHz離れた周波数を中心とする（±）一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下

(三)　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）五・二五デシベル以下

3

(一)　陸上移動局の送信装置

五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	（一）一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	（一）二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	（一）二二デシベル以下

(二)　陸上移動中継局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二〇MHz未満	（一）二五デシベル以下
	二〇MHz以上二五MHz未満	（一）三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	（一）二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	（一）三〇デシベル以下

4

(一)　基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値